

不法行為法における割合的責任の法理

石橋 秀起

本研究は、民法・不法行為法のうち、原因競合における割合的解決について検討を行うものである。

まず、第 1 部では、原因競合とは何か、「競合原因を斟酌する」とはどのようなことかが、ドイツ法を手がかりとしつつ検討される。

このうち第 1 章では、「公平による割合的減責」について批判的な検討が行われる。ドイツではかつて、民法典のなかに公平による割合的減責を可能にする規定——減責条項——を置くことが検討された。しかし、これに対しては、裁判官の裁量が拡大することへの警戒感や、相当因果関係理論——減責条項と同様、異常損害の問題を扱う——との適用関係から、その導入には慎重な見解が支配的であった。また、同様に公平による割合的減責を実現するものとして、協働過失法理の要件の緩和というアプローチも提案された。しかしこれも、どのような場合に被害者が損害の一部負担を引き受けるべきかにつき明確な基準を提示できておらず、公平による割合的減責を直截に規定する減責条項と大きく異なるものではない。

そこで、第 2 章では、より実定的な枠組みのもとで割合的解決を基礎づけることはできないかが検討される。ここでは、2000 年以降、ドイツにおいて議論が盛んになった「割合的責任 (Proportionalhaftung)」と呼ばれる責任形態が、検討の俎上にあげられる。ドイツ法は、民法典制定以来、加害者は発生した全ての損害を賠償しなければならず、割合的解決を行ってはならないとの立場をとってきた (完全賠償原則)。これに対し、2000 年以降、一部の論者は、主として医療過誤や大規模損害 (Massenschäden) の発生事例において、他原因の競合を理由に割合的解決を行うことを主張する。例えば、その代表的論者であるゲルハルト・ヴァーグナーは、第 66 回ドイツ法曹大会において、「法の経済分析」の視点から割合的責任の導入を提案する。一方、大規模損害の発生事例に関しては、テオ・ボーデヴィッヒが提唱する「被害者側の択一性 (alternative Opferschaft)」と呼ばれる発想が注目に値する。これは、加害行為による被害者とそれ以外の原因による被害者がいる場合において、「危険の平等性」を共有するすべての被害者に対し、可能性に応じた賠償請求権を

割り当てるといふものである。本章では、以上であげた割合的責任のドイツ法における正統性と、日本法における受容可能性が検討される。

続いて、第2部では日本法の分析が行われる。

まず、第1章は、医療過誤における割合的解決について検討する。医療過誤に関する最判平成12年9月22日（民集54巻7号2574頁）は、義務が遵守された場合の死亡の回避につき、「相当程度の可能性」を独立した法益として承認する。この判例法理は、法益論のレベルで割合的解決を行うものであるが、実質的には義務違反を起点とする因果関係——違法性連関——のレベルで割合的判断を行ったものとみることができる。ところで、こうした解決においては、これをどのように正当化するかが問題となる。この点に関して、本研究は、医師に課された義務が当該「可能性」侵害の回避を目的とするかどうかの判断が重要であるとの知見に到達した。このほか、医療過誤においては、損害算定のレベルにおいても割合的判断を行う余地がある。すなわち、義務が遵守されたなら死亡時点でなお生存していた高度の蓋然性が認められる場合のうち、延命期間がごく短いものである場合、この短期間の逸失利益の発生確率——がん治療における5年生存率など——に応じた損害算定が行われてよい。

次に、第2章は、営造物・工作物責任の領域における自然力競合による割合的減責について検討する。ここでは、瑕疵要件につき客観説が妥当する内在的瑕疵のケースと、義務違反説が妥当する外在的瑕疵のケースとに分けるのが有用である。まず、内在的瑕疵のケースでは、営造物・工作物の存在それ自体が外力を生み、損害を引き起こす。したがってそこでは、「事實的」因果関係が責任要件の中核に置かれる。一方、外在的瑕疵のケースでは、営造物・工作物の管理義務違反が因果関係の起点となる。したがってそこでは、医療過誤と同様、違法性連関の存否が問題となる。以上の分類をふまえた場合、次のような解決が妥当する。まず、外在的瑕疵のケースでは、違法性連関の存否不明が実体法上の規範的判断をつうじて割合的責任を導く。これに対し、内在的瑕疵のケースでは、「事實的」因果関係の存否不明が問題となる。したがってここでは、第1部で取り上げた「被害者側の択一性」論が妥当するかぎりにおいて、割合的解決が正当化される。

次に、第3章は、公害・環境訴訟における割合的解決について検討する。都市型複合大気汚染に代表される公害・環境訴訟では、加害者が複数いることもさることながら、加害者集団以外に無数の汚染源が考えられることが問題となる。したがって、ここでは加害者集団が個々の被害者に対してどのような範囲で責任を負うかが

問題となる。このうち、加害者集団内部の責任関係は、共同不法行為理論（民法719条1項）によって規律される。これに対し、その他の汚染源の存在は、「被害者側の択一性」論において扱われる。以上の前提のもと裁判例を分析すると、そこには2つの割合的責任があることが明らかとなる。まず、西淀川第1次訴訟判決に代表される割合的責任は、被告らの大気汚染に対する寄与度を基準として損害分配を行う。一方、西淀川第2～4次訴訟判決に代表される割合的責任は、相対危険度を基準として損害分配を行う。この分類は、被害者の既往疾患などのいわゆる「他因子」を別途斟酌すべきかどうかにおいて、一定の意味をもつ（前者では斟酌が許容される）。

次に、第4章は、交通事故における素因減責について検討する。ここでは、主として、素因により引き起こされた後続侵害の帰責——危険性関連の有無——において、素因の斟酌が問題となる。したがって、交通事故における素因減責は、後続侵害の帰責評価が微妙であることに対応した割合的解決としての実質を有することになる。このような割合的解決は、第1部の検討では出てこなかったが、ここでも証明問題とは異質の評価的思考が問題となっているため、実体法上、割合的責任のひとつとして位置づけることに問題はない。なお、素因減責を行った裁判例のなかには、競合態様のちがいがから、第一次侵害の事例として捉えるべきケースも存在する。ただし、加害者に課される義務の射程——「加害者は被害者のあるがまを受け入れなければならない」——をふまえるならば、このような事例において広く割合的解決を行うのは妥当ではない。ここでは、被害者に過失（民法722条2項）が認められる場合にのみ、減責を認めるべきである。

次に、第5章は、交通事故と医療過誤の競合事例について検討する。まず、交通事故と医療過誤の競合事例においては、運転行為と医療行為のそれぞれを起点とする因果関係が問題となる。したがって、この種の事例につき「共同不法行為」の成立を肯定した最判平成13年3月13日（民集55巻2号328頁）は、むしろ競合的不法行為を扱ったものと解するのが妥当である。また、この種の事例では、交通事故による初発の損害（D₁）と医療過誤による拡大損害（D₂）とが併存するケースと、D₂のみが存在するケースとに分けて考えるのが有用である。すなわち、前者のケースでは、運転者のD₂についての責任につき、医師の過失の程度が大きくなるにつれ、危険性関連の程度が低下したことにもとづく減責が行われる。これに対し、後者のケースでは、損害惹起の直接性ゆえ、運転者の責任につき、こうしたかたちでの減責は行われない。また、上記いずれのケースにおいても、医師のD₂に

ついでに責任に関しては、違法性連関の存否不明に対応した割合的減責（第2部・第1章）が行われてよい。交通事故と医療過誤の競合事例において、裁判所は、一部連帯を含んだ寄与度責任を肯定することが少なくないが、こうした解決は、以上の内実をもつかぎりにおいて支持に値する。

最後に、第6章は、被害者の自殺事例について検討する。ここでは、交通事故被害者の自殺事例、いじめ自殺事例、体罰自殺事例に絞った検討が行われる。まず、交通事故被害者の自殺事例および体罰自殺事例においては、行為を起点とする因果関係につき、後続侵害の帰責の可否が問題となる。一方、いじめ自殺事例では、学校側（教師）の義務違反を起点とする因果関係——違法性連関——の存否が問題となる。また、上記3つの事例では、いずれも結果発生の頻度を意識した帰責判断が行われる。すなわち、頻度は低くとも、結果発生に関するデータの信頼性が確保される場合、死亡損害の帰責は肯定されてよい。そして、これが肯定された場合に問題となる割合的減責に関しても、頻度とデータの信頼性による帰責の程度の視点からこれを行うのが妥当である。

以上6つの章で行われた日本法の分析からわかるように、「競合原因の斟酌」による割合的解決とされるものには、理論上、多種多様なものが含まれる。今後は、これらの枠組みのもとで行われる具体的な衡量により、割合的解決を適正に導くことが期待される。

以 上

<主要引用文献>

Gerhard Wagner, Neue Perspektiven im Schadensersatzrecht, in: Verhandlungen des 66. Deutschen Juristentages Stuttgart 2006, Bd. I Gutachten, S. A 3.

Theo Bodewig, Probleme alternativer Kausalität bei Massenschäden, AcP 185 (1985), S. 505.

Franz Bydlinski, Probleme der Schadensverursachung nach deutschem und österreichischem Recht, 1964.

Helmut Koziol, Grundfragen des Schadenersatzrechts, 2010.

能見善久「寄与度減責」四宮和夫古希『民法・信託法理論の展開』（弘文堂、1986年）215頁。

野村好弘「因果関係の本質」交通事故紛争処理センター創立10周年記念論文集『交通事故損害賠償の法理と実務』（ぎょうせい、1984年）62頁。

大塚直「原因競合における割合的責任論に関する基礎的考察」星野英一古稀『日本民法学の形成と課題 下』（有斐閣、1996年）849頁。

窪田充見『過失相殺の法理』（有斐閣、1994年）。

橋本佳幸「医療過誤訴訟における割合的解決——医師責任の割合的前進」同『責任法の多元的構造』（有斐閣、2006年）113頁。

以 上